

行政相談改善事例集

平成 24 年 11 月 15 日



総務省秋田行政評価事務所

目 次

○ 消費者保護に関するもの	1
○ 交通安全に関するもの	3
○ 環境・廃棄物に関するもの	4
○ 登記に関するもの	5
○ 教育に関するもの	7
○ 社会福祉に関するもの	9
○ 年金・医療保険に関するもの	16
○ 農業に関するもの	19
○ 旅客運輸に関するもの	22
○ 郵政に関するもの	24
○ 電波・通信に関するもの	29
○ 雇用に関するもの	31
○ 国土調査に関するもの	35
○ 砂防に関するもの	36
○ 河川に関するもの	37
○ 道路（国道）に関するもの	39
○ 利用者サービスに関するもの	47
○ 空き家対策に関するもの	49
○ その他	50

電話勧誘により注文した健康食品（35万円）を業者に返品したいと電話したところ、食品なので応じられないとされた。商品は未開封なので何とかならないか。

1 商品到着後8日以内であったので、消費生活センターに確認し、返品可能な旨をアドバイス。

2 解説

訪問販売では、買った日から8日以内なら使用した後でも返品することができます。例外として、健康食品や化粧品のように一度使用してしまうと商品価値が無くなってしまうものについてはクーリングオフできないこととなっています。

本件の場合、食品ですが、未開封であることからクーリングオフすることができました。

この他クーリングオフの対象外として次のようなものがあります。具体的なクーリングオフの手続については、「消費生活センター」に確認するよう指示してください。

【クーリングオフ対象外のもの】

- ① 店舗・営業所で申し込み、または契約をした場合
(エステ・英会話教室、キャッチセールス・アポイントメントセールスなど、店舗・営業所で契約した場合でもクーリングオフできるものもあります。)
- ② 通信販売
- ③ クーリングオフ期間を過ぎてしまった場合
- ④ 指定商品・指定権利・指定役務ではない場合
- ⑤ 自動車、運搬車
- ⑥ 3,000円未満の現金取引の場合

3 参考

大雪につけ込んで、「雪かき」「雪おろし」「雪捨て作業」の悪質な勧誘や便乗商法があったことから、雪かきや雪おろしについても指定役務として、クーリングオフの対象となっています。

架空請求の葉書が届き、私は架空請求と分かったものの、家族が信じてくれず裁判所から呼び出しを受けるようなことをしたと疑われ困っている。

1 委員が申出人の家族に対し、架空請求であることを説明し、誤解が解消しました。

2 解説

架空請求は全国で多発しておりその文面や手口も年々巧妙になっています。支払った覚えのない架空請求に対しては、支払わずに放置し、脅し文句にひるまないようにアドバイスしてください。

架空請求かどうか迷った場合には、「消費生活センター」に確認するようにしてください。

なお、全国的にも極めて稀なケースですが、裁判所の支払督促、少額訴訟の手続を悪用した架空請求の例も報告されています。裁判所からの支払督促、少額訴訟の呼び出し状であった場合、これを放置し、何も対応しなかった場合には、不利益を受けるおそれがあります。

本当の裁判所からの通知であるかどうかの見分け方

1 裁判所からは、「特別送達」という特別な郵便で送付されることになっています。

特別送達の特徴

- ・ 特別送達と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。はがきや普通郵便で送付されてくることはありません。
- ・ 特別送達は、名宛人に手渡すのが原則であり、郵便受けに投げ込まれることはありません。郵便職員から受け取る時は、郵便送達報告書（別紙様式）に受け取った人の署名または押印を求められます。

2 連絡先・発送先が本当の裁判所かどうか電話帳や消費生活センターなどで確認します。

もし、実際に裁判所からの送付と確認できれば、身に覚えがなくても直ちに消費生活センターに相談します（2週間以内に手続きする必要があります。）。

- 見通しが悪く危険な変則的な T 字路にカーブミラーを設置してほしい。
- 見通しが悪い T 字路がありカーブミラーを設置しなければ危険である。また、カーブミラーが設置されているが、傾いているため役目を果たしていないものがあるので補修してほしい。
- 県道の歩道部分のガードレールが 20 年程前から長期間破損したままになっているので補修してほしい。

それぞれ委員がカーブミラーの設置・維持管理を行う市に通知したところ、カーブミラーの設置、補修が行われました。

また、委員が道路管理者である県に通知したところ、破損したガードレールを撤去し、新たにガードレール設置工事が行われました。

設置されたカーブミラー



A社は、建造物解体業、産業廃棄物収集運搬業を営んでいるが会社で混廃（モルタル製外壁くず、廃プラスチック等の産業廃棄物）を積み込み、別な場所で災害廃棄物を混入し、災害廃棄物として無料で違法に処理している。

1 本件申出について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）に照らして検討すると、不適正な産業廃棄物処理が行われている疑いがあるものとみられたことから、県に対して、本件申出について連絡するとともに、A社における産業廃棄物の不適正処理の実態把握等の対処を行うようあつせんを行った結果、周辺事業者も含め保健所による立入検査、行政指導が行われました。

2 解説

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃掃法で定められたもの（廃油、廃プラスチック等）を産業廃棄物と言い、これら産業廃棄物の処理業を営むには県知事の許可を受けなければなりません。法令違反行為が認められた場合には、県知事が立入検査、改善命令等を行うこととなっています。

具体的には各保健所が対応していますので、産業廃棄物の処理に関する相談があった場合には保健所に連絡し対応を求めるか、秋田行政評価事務所まで提報してください。

この他、生活ゴミ等の一般廃棄物の処理については、各市町村が行っていますので、各市町村担当課に連絡するようにしてください。



登記申請に当たり、収入印紙ではなく誤って登記印紙を購入してしまっただが還付に応じてくれない。このままでは、登記印紙が無駄になってしまうので、代金相当を還付してもらえないか。

1 行政相談委員からの提報を受けた行政評価事務所では、登記印紙を誤って購入した場合の手続について調査したところ、平成11年度に総務庁が登記印紙等を誤って購入した場合の救済方法についての実験を行っていることが分かりました。

そこで、法務局に対して、登記印紙の代金相当を還付するよう求め、その結果、法務局から登記印紙の代金相当が還付されることになりました。

2 解説

郵便局、法務局ともに還付できないとの説明でしたが、行政評価事務所でも改めて調査したところ、還付手続が認められており、還付できることが分かりました。



登記印紙・・・登記簿謄本の交付請求、登記簿の閲覧等の手数料を支払うための印紙。

収入印紙・・・印紙税、税金。印紙税法で定められた課税文書（契約書、定款等）を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書にはり付け、これに消印して納付する。

登 記

私の母が亡くなった際に農地の権利証を紛失してしまったようである。相続登記を行うに当たりどのように手続をしたら良いか。

委員が法務局に確認し、次のとおり教示しました。

「登記済証」（登記所の印鑑を押した書類。いわゆる「権利証」）を紛失した場合でも、「登記済証」を再発行することはできませんが、「登記済証」を紛失しても登記記録上の権利には何の変動もなく、所有権を失うことはありません。

登記義務者が、「登記済証」を紛失するなどして、申請書に添付することができない場合は、「登記済証」を提出できない理由を登記申請書に記載して、登記申請を行うこととなります。

その場合には、登記所から登記を実行する前に、登記義務者に対して、本人限定受取郵便により登記申請があった旨及び登記申請の内容が真実である場合には2週間以内にその旨の申出をすべき旨の通知をします。この通知を受けた登記義務者は、2週間以内に登記申請書に押印した印と同一の印を通知書に押印して必要事項を記載して登記所に提出することとなります。

なお、平成16年の不動産登記法の改正によりオンライン申請ができるよう、「登記済証」に代わり「登記識別情報」が通知されるようになりました。

「登記識別情報」とは、登記所が無作為に選んだ「12桁の英数字（AからZまでおよび0から9まで）」です。これからは、この番号を知っていることが、不動産の権利者としての確認資料のひとつとなります。

つまり、不動産を売却したり担保に入れたりする場合には、不動産ごと、権利者ごとに発行されるこの「登記識別情報」と呼ばれる「12桁の英数字」を登記所に提出することが原則となります。

なお、既に発行されている「登記済証」が無効になるわけではなく、書面による登記申請の際に提出することが原則となります。

【見本】

登記識別情報通知書
次の登記の登記識別情報について、
下記のとおり通知します。
不動産の表示
○〇県△△市*町*丁目*番の土地
不動産番号
1 2 3 4 5 6 7 8
受付年月日受付番号
平成〇年〇月〇日受付第1234号
(順位番号〇番)
登記の目的
所有権移転
登記名義人の住所、氏名または名称
○〇県△△市*町*丁目*番*号
乙野次郎
記
1 A 2 B 3 C 4 D 5 E 6 F
(※この上に目隠しシール貼付)
平成17年4月1日
□□地方方法務局△△出張所
登記官 甲野太郎 印



私たち家族は秋田県に居住しており、息子が平成 21 年度の県外の A 大学に合格したので、入学手続を郵送で行うことを考えた。

しかし、同大学担当者から、大学に直接出向いて手続を行うように教示されたため、秋田県から A 大学まで出かけることになり、多額な費用を要した。

入学手続を郵送で受け付けている大学が多く、また、A 大学は全国から学生が集まる大学でもあるので、次年度以降の入学者のために、入学手続の郵送受付を認めて欲しい。

1 本件については、本省の行政苦情救済推進会議で付議され、文部科学省に郵送を認めていない 19 校の国立大学に対して、郵送受付方式の早期導入に向けた検討を要請することなどについて、あっせんが行われました。

2 その結果、19 校のうち、18 校は郵送受付を認めることとなり（この結果、全国立大学 82 校のうち、郵送受付を認める大学は 81 校となりました。）、1 校については今後も継続して検討することとなりました。

また、大学入学手続書類の郵送受付を新たに認めるとした 18 校の国立大学は、その旨をホームページ、募集要項等で周知することになりました。

3 参考

行政の制度及び運営の基本に関するもので、解決が困難な相談については、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議して解決を図っています。

また、同種・類似の苦情が予想される問題については、総務省行政評価局調査機能を活用して、個々の苦情の解決を図ることはもちろんのこと、苦情の原因となっている行政の苦情・運営そのものの改善を図っています。

秋田県内では、大学入試センター試験の試験会場は、秋田市付近にのみ設置されている。これでは、県北及び県南の受験生やその家族等にとって負担が大きく不公平なので、県北及び県南にも試験会場を設置してほしい。

1 委員からの提報を受けた行政評価事務所では、秋田県内のセンター試験会場の設置の世話大学に対して、受験生の負担を軽減する観点から、県北及び県南にも同会場を設置することができないか検討するようあっせんしました。その結果、県北及び県南にも試験会場が設置されることになりました。

2 解説

試験会場を各大学の施設、収容力等の問題から大学外に設定する場合には、当該大学の所在地（郡・市・町）内の高等学校等の教育施設を充てることとされています。また、試験監督者は、志願者数 50 人に対して、2 人の当該大学教員を充てることを原則とし、不足する場合には、監督者のうち 1 人を大学事務職員、高等学校の教員等を充てることとされています。

本県の場合、会場、人員確保等に課題がありました。

3 なお、総務省では、平成 16 年度に島根県隠岐島（離島）にセンター試験会場を設置するようあっせんし、同島では、平成 18 年度からセンター試験会場が設置されています。



県北、県南にも試験会場が設置されました！

親戚が心臓病のため緊急手術を受けたが医療費として 500 万円くらいかかると聞いたが資金を工面できず困っている。

1 医療費の助成制度として高額療養費、医療福祉費の制度がある旨を教示しました。

2 解説

- 高額療養費とは、一ヶ月間に医療機関の窓口で支払われた一部負担金（食事代や差額ベッド代などの保険がきかない費用を除いた金額）が所得や年齢に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合、超えた分の金額が加入している健康保険から支給（払い戻し）される制度です。

なお、平成 19 年 4 月から 70 歳未満の被保険者に対する高額療養費が現物給付化されています。（70 歳以上の方については、既に実施済です。）従来の制度では 3 割負担額を支払った後、保険者に高額療養費の申請を行うという形でしたが、保険者に高額療養費限度額適用認定証の申請を行い、交付された認定証を医療機関に提示することによって自己負担限度額のみでの支払いで済むようになっています。認定証の申請先は、各保険者です。

- 医療福祉費（マル福）とは、医療保険に加入している、市町内に住む乳幼児や母子家庭の子、父子家庭の子、重度心身障害者、妊産婦は、前年所得等の要件を満たせば病院にかかった医療費（保険診療分）の自己負担金を助成するものです。加入する保険証の種別は問いません。手続をすると、「医療福祉費受給者証」と「医療福祉費請求書」が交付されます。申請窓口は、各市町村です。

私は、D市で里帰り出産することから、その期間中近所のへき地保育所に子供を入所させたいと思い市役所に問い合わせたところ、D市に住民票が無ければ入所できないとされた。里帰り出産の期間中に住民票を異動させることは通常考えられないので、へき地保育所に入所できるようにしてほしい。

- 1 行政相談委員を通じて相談を受けた行政評価事務所では、秋田県内の5市の取扱状況を確認したところ、5市とも住民票を異動することなくへき地保育所への入所を認めていたことから、D市にへき地保育所への入所について検討するよう要請しました。

その結果、へき地保育所へ入所できることが確認されました。

2 解説

他市町村の保育所への入所は、地方自治法第244条の3を根拠として広域入所制度が設けられています。

広域入所・・・ 住所地の地方公共団体に入所を申請し、地方公共団体間の協議及び他の地方公共団体の議会の議決を経て入所が認められるもの。

地方自治法第244条の3（第2項・3項）

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。この協議は、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

身体障害者については、公共交通機関の割引等が受けられるが、精神障害者は、精神障害者手帳への顔写真のはり付けが無く、本人確認ができないことから、割引が受けられなくて困っている。

精神障害者手帳については、関係団体の反対などにより顔写真をはり付けない様式でしたが、申出人のような支障があることから総務大臣の懇談会である行政苦情救済推進会議により検討し、厚生労働省に対してあっせんしていただきました。その結果、平成 18 年 10 月から様式が改正され、顔写真をはり付けする様式となっています。

その結果、本人確認が可能となり、今後割引が受けられる方向で、検討が進んでいます。

表 障害者に対する運賃、料金の割引等の実施状況

区 分	障害者の種別		
	身体障害者	知的障害者	精神障害者
J R	○	○	×
	乗車距離が 100 km 超の場合、障害者本人は 50% 割引。障害の程度が重度で、介護者と乗車する場合は、100 km 以下でも介護者ともに 50% 割引。(注)		あい路（顔写真のはり付けがなく本人確認ができないため）
航空機	○	○	×
	障害の程度が重度の場合、障害者本人及び介護者が割引の対象。軽度の場合は、本人のみが割引の対象。(割引率は路線、シーズンにより異なる。)		同上
有料道路	○	○	×
	重度の障害者の移動のために介護者が運転する場合及び身体障害者が自ら運転する場合、50% 以下の割引。		同上

(注) 障害の程度（重度=1種、軽度=2種）は、事業者の割引規定における区分。

- 介護認定を受けているが、通院のための自動車購入費を貸付けしてくれる制度はないか。
- 生活費を一時貸与してくれる制度はないか。

1 生活福祉資金の障害者自動車購入費が利用できます。障害者自動車購入費は、限度額 200 万円、据置期間 6 年、償還期間 6 年、利子 3 % を貸付条件とするもので、障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入費の貸付けを受けることができます。

2 解説

生活福祉資金とは、在宅介護の増進のため、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的に必要な資金の貸付けを行う制度で、実施主体は、各市町村の社会福祉協議会です。

障害者自動車購入費の他にも、①更正資金（独立開業、事業拡張のための経費や就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な経費など）、②福祉資金（結婚、出産、福祉用具の購入など）、③住宅資金（住宅の増改築など）、④修学資金（修学のために必要な経費、入学のために必要な経費）、⑤療養・介護資金（負傷、疾病の療養のための経費、介護サービスを受けるための経費）、⑥緊急小口資金（一時的に生計の維持が困難となった場合の資金）、⑦災害援護金（災害による困窮から自立更生するための経費）、⑧離職者支援資金（再就職までの生活資金）などがあります。

3 貸付けにあたっての要件・原則

- ① 世帯単位での貸付
- ② 連帯保証人が必要
- ③ 他の貸付資金の活用を優先
- ④ 民生委員の援助指導が前提
- ⑤ 資金には原則 3 % の利子（無利子のものもある。）



隣家の A が生活福祉資金を借りるに当たり連帯保証人となった。この度、A が返済していないとして社会福祉協議会から私に請求があったが、A は収入もあるようなので、A に請求してほしい。

- 1 委員が社会福祉協議会に対応を求めた結果、社会福祉協議会では、A に返済計画を立てさせ、返済計画に基づき A に対して請求することとなりました。

なお、連帯保証人には、保証人に認められている①催告の抗弁（債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、まず主たる債務者に催告すべき旨を請求する権利（先に債務者に請求してくださいと言える権利）、②検索の抗弁（保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者に、まず主たる債務者の財産について執行するよう求める権利（債務者の財産から執行してくださいと言える権利））が認められていません。

本件では、社会福祉協議会が申出人に返済を求めることに問題があったわけではありませんが、生活福祉資金を借入れした A に収入があったことから、A に請求してほしいと対応を求めた結果、上記の対応がとられたものです。

2 参考

生活福祉資金（離職者支援資金）では、連帯保証人が自立支援を行うことを想定して、同一県内に居住する者を連帯保証人の条件としていました。

これについて、「同一県内居住者から連帯保証人を見つけることができず困っている。他県居住者でも認めてほしい。」との行政相談を受け、総務省では、連帯保証人について他県居住者でも認めるようあつせんしています。

その結果、平成 16 年から他県居住者でも連帯保証人となることになっています。

嫁ぎ先へ子供を置いて離婚したが、35年後、福祉事務所から扶養義務者として子供を生活援助できないかとの照会を受けたが、援助できる余裕もなく、再婚した夫にも相談することができず困っている。

1 相談を受けた委員は、現在の生活に余裕がなく子供の生活の援助が出来ないのであれば、そのとおり報告をするよう助言しました。

2 解説

生活保護費は税金が財源となっている為、「必要な人に、必要な時、適正な給付」が原則となっています。そのため、資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を保護の対象としています。（各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用）

そのため生活保護を実施する福祉事務所では、資産の確認、扶養義務者への問い合わせ等による扶養能力の確認、稼働能力の確認等を行います。

生活保護法第4条

第1項 生活保護は、資産（預貯金・生命保険・不動産等）、能力（稼働能力等）や、他の法律による援助や扶助などその他あらゆるものを生活に活用してもなお、最低生活の維持が不可能なものに対して適用される。

第2項 民法に定められた扶養義務者の扶養、その他の扶養は生活保護に優先して実施される。

民法第752条

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

民法第877条

第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

生活保護受給者でも大学進学することが可能か。

1 生活保護は、生活に困窮する者が、生活保護法等に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。そのため、保護の実施に当たっては、各種の社会保障施策による支援、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が前提となっています。したがって、高等学校卒業者は、既に稼働年齢に達していることから、就労しなければならないこととなります。

しかし、働きながら（稼働能力を活用しながら）夜間制大学に修学すること、また奨学金等を活用する場合には子供のみを世帯分離し、修学できることとされています。

2 その他、生活保護受給者には様々な制限があります。制度内容について生活保護受給者からの相談を受けた際には、福祉事務所の担当ケースワーカーに確認するよう教示してください。

また、福祉事務所の措置に納得できないという相談を受けた際には、当該福祉事務所に連絡するか行政評価事務所に提報してください。

自動車の保有： 生活保護では、原則として自動車を保有、あるいは使用することは認められません。しかし、地理的条件の悪いところに住んでいる方が通勤に使用する場合、あるいは障害者の方が通勤、通院に使用する場合などに例外的に認められることがあります

預貯金の制限： 生活保護制度は貯蓄を想定しておらず、原則として預貯金の保有は認められません。しかし、生活必需品の購入等合理性のある目的をもって計画的に貯蓄しているものまで認めないということはありません。貯蓄の目的に客観的相当性が認められ、当該地域の低所得世帯との均衡を失しない程度においては保有が認められることとされています。

教育費の支給： 課外のクラブ活動には、支給できません。例えば、子どもが野球部に所属する場合の、ユニフォームやソックス、スパイク、グローブ代等には、教材代として支給することができません。

など

年金の受給資格期間に年金納付記録にない勤務歴があるがどのような対処したら良いか分からず困っている。

- 基礎年金番号を2つ持っているがどのような対処したら良いか教えてほしい。
- 年金手帳を3冊持っているがどのように対処したら良いか。
- 以前に勤務していた会社での厚生年金が支払われていない。

etc・・・

- 1 それぞれ年金事務所、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤルへの相談を教示しました。
- 2 基礎年金番号や年金手帳が複数ある場合、年金事務所で一つに統合することができます。

なお、年金納付記録については、年金事務所、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤルで確認することができます。

厚生年金の納付記録を照会したが不足している部分があるが、どのように対処したら良いか。

相談を受けた委員が、申出人、年金事務所と協議したところ、当時のOB会名簿を参考に記録が見つかり、年金額が加算されることになりました。

死亡した遺族の年金を返納するように説明を受けたが納得できない。

1 委員が申出人から実状を聴取したところ、死亡届の遅れたために年金の過給が生じたことが分かり、その旨説明したところ納得が得られました。

2 解説

年金受給権者が死亡した場合には、10日以内（国民年金14日以内）に年金証書、死亡診断書を添えて年金事務所に年金受給権者死亡届を提出しなければなりません。

なお、本件申出とは逆に年金受給権者が死亡した場合にもらい残しの年金がある場合（例えば老齢基礎年金を受けている人が6月に死亡した場合、その月の年金は8月に支払われるためもらい残しになります。）には、「未支給年金保険給付請求書」を提出します。

受け取ることができる人と順位は、死亡した人と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で、年金証書、死亡診断書、戸籍抄本、死亡した人と請求者の住民票の写しが必要です。（死亡届と併せて提出することが望ましいです。）

内縁関係の者を健康保険の被扶養者にする可否とその要件を教えてください。

- 1 健康保険では内縁の妻（重婚関係を除く）であっても、収入要件等をクリアしていれば、被扶養者として認められ、また国民年金についても、第3号被保険者となります。さらに、その子についても、被保険者と同一の世帯であれば、被扶養者として認められます。

これらの手続の際には、申出人と内縁の妻の戸籍謄本または戸籍抄本、子どもを含めた全員の住民票等が必要となります。これらにより、重婚関係にないか、あるいは同一の世帯であるか等を判断します。その他にも、状況により必要となる資料があるので、詳しくは、国民健康保険の場合は市町村、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の場合は勤務先の所在地を管轄する全国健康保険協会、組合管掌健康保険の場合は各組合へ確認するよう教示してください。

- 2 なお、健康保険の被扶養者の範囲は、次のとおりです。（この他にも被扶養者として認められるためには収入要件等があります。）

- ① 被保険者の直系親族、配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上、婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人

※「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入により、その人の暮らしが成り立っていることをいい、必ずしも、被保険者と一緒に生活をしていなくても構いません。

- ② 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の人

※「同一の世帯」とは、同居して家計を共にしている状態をいいます。

ア 被保険者の三親等以内の親族（上記①に該当する人を除く）

イ 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母及び子

ウ イの配偶者が亡くなった後における父母及び子

用途を廃止したときは無償で国に返還することを条件（農地法 74 条の 2）として美郷町に譲与された水路の払下げを受けたいが、その手続、方法が地元では分からず困っている。

- 1 相談を受けた行政評価事務所が、農政局に確認したところ、水路に代替設備があれば、国への返還を行わず、払下げが可能であることが分かりました。そこで、農政局に対して、水路の現況確認、払下げ手続の促進についてあつせんしたところ、代替設備があることが分かり、払下げ手続が進められることになりました。
- 2 農地法では、次のとおり規定されています。

農地法第 74 条の 2

国は、第 61 条に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池（これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。）又は道路等の用地であつて農林水産大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林水産大臣の指定する者に譲与することができる。



ほ場整備事業において水田を3か所に分散して一時利用地の指定がされているが、1か所にまとめて換地してほしい。

1 相談を受けた行政相談委員が、土地改良区に連絡したところ、申出人の要望のとおり換地されることになりました。

2 なお、土地改良事業では、土地改良法等の法令に基づく行政不服申立ての手続が定められており、救済の道がありますので、土地改良区、事業実施主体等に不服申立てができないか確認し、相談者に説明してください。

他の行政措置に不服がある場合にも、不服申立てできるものについては、関係機関に確認の上、その旨教示するようにしてください。

注意点として、不服申立ては、期間が定められている場合が一般ですので、その期間を経過して申立ての機会を失うことがないように、直ちに照会又は問い合わせを行うか、あるいは相談者に対してその旨助言することが必要です。

【ほ場整備事業の際に不服申立てできる処分（例示）】

一時利用地指定 60日以内（一時利用地指定の後）

換地計画 15日以内（換地計画決定の旨の公告及び計画書の縦覧の後）



隣合わせの土地 2 筆（A、B）購入したが、法務局の地図を確認するとそのうち 1 筆（A）は、地番が振られていないため所有権移転登記ができず困っている。

A、B は、昭和 40 年代に土地改良事業が行われた土地であることから事業実施主体である市、事業認可を行った県に連絡し、実態調査を依頼しました。

市、県の説明によると、A は、土地改良事業の成果により作成された法務局の地図の誤りにより B と同じ地図上に隣り合わせに表示されていましたが、実際は土地改良事業の地区外であるため B と同じ地図上に隣り合わせに表示されるべきものではないことが分かりました。

そこで地図の訂正を市、県に求めるとともに、実際の A の所在についての調査を依頼しました。

その結果、地図の訂正が行われるとともに、当時の経緯等から A は、別の地図に表示されており、既に申出人を所有者として登記されていることが分かりました。

（地図の誤りのため申出人が A の所有権移転登記ができていないものと誤認してしまい本件申出に至ったものと推測されます。）



秋田ー湯沢間の高速バス停留所「平鹿バスストップ」は、湯沢横手道路上にあるが、何も案内がなく場所が分かりにくいため上り線、下り線を誤ってしまい、予定のバスに乗車するために高速道路を横断せざるを得なくなり非常に恐ろしい思いをした。案内措置を講じてほしい。

委員から相談を受けた行政評価事務所で現地確認をしたところ、申出のとおりバスストップの位置は分かりにくいものとなっていました。そこで、バス事業者の監督官庁である運輸支局に確認したところ、「法令違反等の状況がなければ、バス事業者に指導することはできない。本件のバスストップへの案内標識は、法令で義務づけが無いことから、指導できない。」との回答がありました。

しかし、法令について確認すると「2以上の停留所が相互に隣接している場合であって旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置を停留所に掲示しなければならない」とされていました。平鹿バスストップには、専用道路と交差する一般国道上に乗り継ぎも可能な隣接するバス停留所があることから、隣接するバス停留所に平鹿バスストップの乗降場所等を掲示するようバス事業者を指導することについてあつせんし、隣接するバス停留所に平鹿バスストップの乗降場所等が掲示されました。

また、上り線、下り線を誤り、高速道路を横断せざるを得ない状況が発生することを防止する高速道路の安全管理上の観点から東日本高速道路株式会社に本件申出を業務上の参考として連絡した結果、上り線、下り線を誤ることのないよう案内看板が設置されました。



騒音等があるので自宅前のバス停を移設できるように関係機関に働きかけてほしい。

委員を通じて相談を受けた行政評価事務所からバス事業者の監督官庁である運輸支局に、事業者が地元との調整を行うよう連絡することについて対応を求めました。

その結果、事業者と地元町内会で協議され、バス停が移設されることになりました。

自分の土地に無断でバス停が設置された。

委員が相談者にバス事業者の監督官庁である運輸支局に連絡するよう教示し、相談者が運輸支局に連絡したところ、バス事業者が謝罪に訪れ、速やかに適切な対応がとられることになりました。

なお、バス停は、バス事業者が地権者から使用の許可と周辺住民の同意を得て設置されるもので、法令違反等の状況がなければ、住民からの要望のみで、運輸支局から事業者を指導することはできません。

ただ、①事業者との協議が円滑に進まない場合、②上記事例のようにバス停が無断で設置されている場合など、事情を説明し、運輸支局に協力を求めることができますので、相談者にその旨助言するか、行政評価事務所まで提報してください。

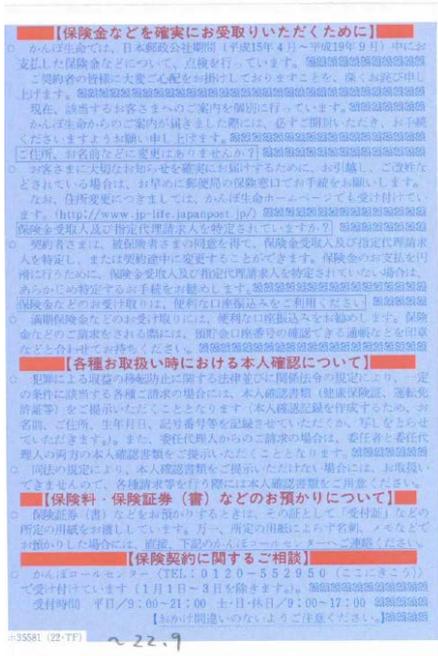


簡易保険の満期案内通知の文字は青色で、通知の背景の青色と同系色であるため、高齢者には特に読みづらいので、改善してほしい。

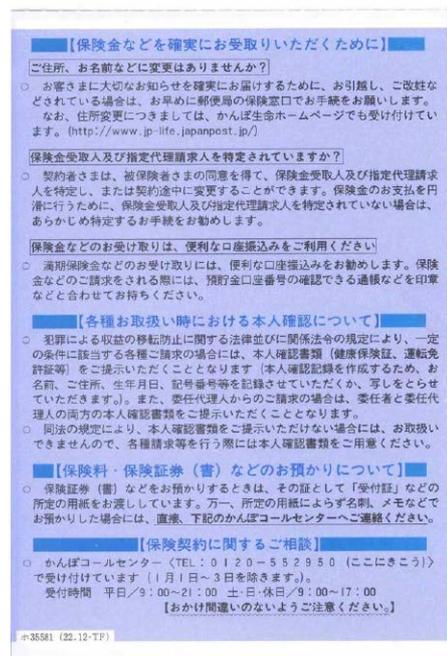
委員から連絡を受けた行政評価事務所は、本件を東北管区行政評価局に転送しました。東北管区行政評価局が確認した結果、申出のとおりであったため、(株) かんぽ生命保険へ連絡し、改善を検討するよう要請しました。

その結果、印字色が変更され、平成 23 年 1 月から、全国的に新しい様式に変更されました。

(改善前)



(改善後)



- 電話料金の請求書など郵便物の誤配が継続的にあるので対処してほしい。
- 近所に同姓の家があるためか書留郵便物の誤配があり、以前からも同様の誤配が多々あった。苦情を申し入れても一向に改善されないなので対処してほしい。
- 携帯電話の口座振替による領収書、請求書が届くが、私は使った覚えもなく不安である。(近所の同姓同名の方の物が誤配されたもの。)

それぞれ委員が郵便事業株式会社の各支店に誤配防止について通知し、改善が図られています。

なお、誤配の報告を受けた郵便事業株式会社では、配達担当職員への指導、誤配の実績があり注意が必要である旨を配達原簿に記載するなどにより再発を防止することとされています。



郵便局から小包が配達された際不在であったため「郵便物お預かりのお知らせ」が家の郵便口に入っていた。再配達を依頼しようとしたところ、午前中に再配達を希望する場合の受付締切時間「～当日8：00」と記載されており早朝に電話する必要があると思ったが、一方では、受付時間が「午前8時～午後20時」までとされており整合性のとれていないものであった。

お知らせの様式を見直して、分かりやすい内容にしてほしい。

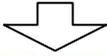
相談を受けた行政評価事務所が、郵便局に確認したところ、郵便局では、再配達依頼の受付を、24時間行っていることが分かりました。

そこで、郵便局に対し、お知らせの様式を見直し、24時間受付していることを明示し整合性のとれた内容にするよう求めました。

その結果、お知らせに24時間受付していることが明示され利用者にとって分かりやすいものとなりました。

①電話 (TEL)	24時間自動受付 操作方法のご案内を参照のうえ、ご利用ください
	896-1233
	コールセンターによる受付(午前8時～午後20時) 配達時間帯別の受付締切時間は裏面を参照ください
	823-2105

この時間しか再配達のお願いはできないの？
裏面には「～8:00」って書いてあるよ？
早朝には依頼できないの？



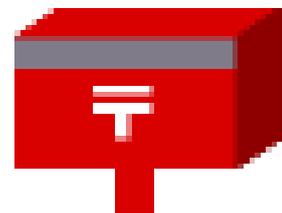
①電話 (TEL)	24時間自動受付 操作方法のご案内を参照のうえ、ご利用ください
	896-1233
	コールセンターによる受付 配達時間帯別の受付締切時間は裏面を参照ください
	配達日の当日配達(午後7時まで受付) 823-2105
	翌日以降の配達希望(24時間受付) 823-2900

改善されました！

以前設置されていた郵便ポストが撤去され、集落内（約 60 戸）にポストが無くなり、不便をきたしている。

郵便ポストを設置してほしい。

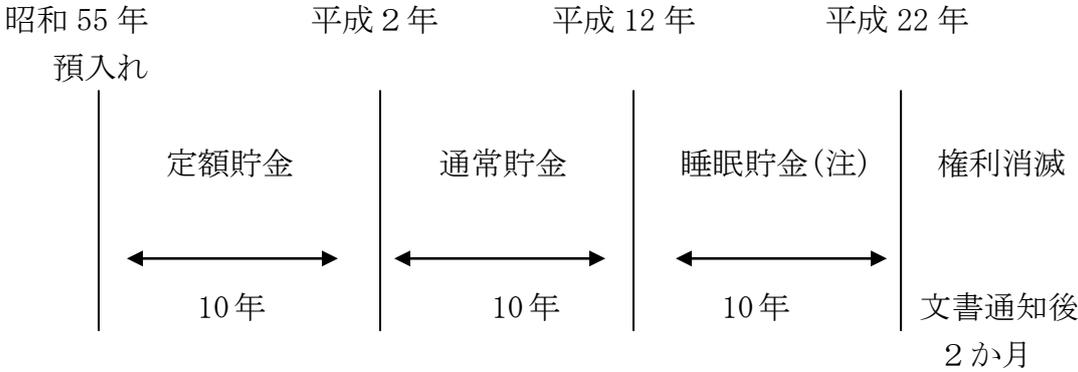
- 1 委員が郵便局へ行き、本件について説明しました。その結果、郵便局から支店へ連絡をしてもらい、約 2 か月後にポストが設置されることになりました。
- 2 なお、郵便ポストを設置するためには基準があり、利用が見込まれるか否かもポイントとなります。
相談を受けた際には、集配を担当する郵便局に状況を確認し、その状況によっては、行政評価事務所まで提報してください。
- 3 これまでも、郵便ポストに関する相談として、①投函口が車道側を向いて投函するために車道に出なければならない、②郵便ポストに書かれている郵便物の回収時間が消えているなどの相談があり、郵便ポストの向きの変更、回収時間の新たな記載がされるなどの改善が図られています。



定額貯金を昭和 55 年に預入れ、その後タンスにしまったまま忘れていた。この度、その証書を発見し、郵便局で払戻しの手続きをしようとしたが、窓口で 10 年を経過しているのに、払戻しできないとされたが、何とかならないか

郵便貯金の取扱いについて確認したところ、定額貯金は、10 年を経過すると通常貯金の取扱いとなり、その後 10 年間払戻し、預入等をしないでいると睡眠貯金(注)になり、更に 10 年経過後、権利消滅の通知が発出され、2 か月後に権利が消滅する取扱いとなっており、預入れから 30 年 2 か月まで払戻しできることとなっていました。

本件は、預入れから 27 年が経過していますが、30 年 2 か月を経過していないので、払戻し等していなければ、権利が消滅していないことになります。



(注) 郵政民営化に伴い、銀行の普通預金に当たる「通常郵便貯金」はゆうちょ銀行、定期性の貯金は独立行政法人「郵便貯金・簡易生命保険管理機構」が引き継ぎました。機構が引き継いだ貯金のうち、約 9 割を占める定額貯金は、最長 10 年間預けることができ、旧郵便貯金法の規定で、満期後は通常郵便貯金の扱いとなり、10 年間支払請求がないと「睡眠貯金」となります。さらに 10 年間支払請求がないと、貯金者に通知した上で 2 か月の猶予期間後に貯金者の権利がなくなります。権利が消滅した貯金は国庫に納付され、払い戻しが受けられなくなります。

平成 22 年度は 234 億円が権利消滅し、国の財源となっています。

自宅敷地内に NTT の電柱があり、相当以前から土地の賃貸借契約を結んでいた。この度、敷地の有効利用のため賃貸借契約を解消したいと申し込んだところ、電柱の移転費用を一部負担してほしいとされた。賃貸借契約を解消するに当たり、移転費用の一部負担を請求されることに納得できない。

- 1 相談を受けた行政評価事務所で NTT に確認したところ、次のとおり説明がありました。

電柱の設置については、土地使用承諾書により、土地の使用承諾を得ています。承諾書では、使用期間を「承諾の日から 15 年間とする。ただし、使用期間満了の日から 1 か月以内に異議の申立てをしない場合は、設備を撤去するまでとする。」としており、土地の使用期間内であれば、移転費用について土地所有者に応分の負担を求めることとしています。土地所有者の負担割合は、敷地内での移設の場合では、0%、敷地外への移設の場合では、25%を基準に協議する取扱いとなっています。

本件使用契約は、昭和 61 年に使用承諾しており、15 年経過時に異議の申立てが無かったことから電柱が撤去されるまでが NTT が土地の使用承諾を得た期間となります。使用承諾を得た期間内に、敷地外への移設を求めていることから、申出人には、移転費用を一部負担してもらうこととなります。

- 2 秋田行政評価事務所での対応

NTT では、土地の使用承諾を得た期間内であれば、土地所有者に移転費用の一部負担を求める取扱いとしていますが、この取扱いについて申出人に説明したところ、使用承諾を得た期間内であるため、移転費用の一部負担を求められていることについて説明を受けておらず、NTT の説明不足が本件苦情の発生原因となっているものとみられました。

そこで、使用承諾を得た期間内であるために移転費用の一部負担を求めていることについて、申出人に説明し理解を求めるようあつせんしました。

既に NHK と受信契約を結んでいるにもかかわらず、その後、NHK 職員が 3 度も自宅に受信契約の勧奨に来ることに納得できない。

相談を受けた行政評価事務所で NHK に照会した結果、申出人の受信契約の登録に誤りがあることが判明したことから、登録の補正を行うようあつせんし、改善が図られました。

〔NHK の説明〕

NHK では、受信料徴収、受信契約の勧奨等のため個別の住居に登録番号を振り管理しています。申出人は、受信契約を結んでいるものの、登録の際に NHK 職員が申出人の受信契約を別の住居に登録してしまっていました。そのため、申出人の住居が受信契約が結ばれていない取扱いとなってしまう、NHK 職員が受信契約の勧奨のため 3 回訪問してしまいました。

今回の申出を受け、申出人の受信契約の登録の補正を行うとともに、申出人に謝罪いたします。

テレビの受信障害で困っている。

相談を受けた委員が受信相談の窓口（NHK ふれあいセンター：0570-00-3434、東北受信環境クリーン協議会：022-221-0698）を教示し、相談者が窓口で相談した結果、受信状況の改善が図られました。



65 歳で季節労働者として勤めていた会社を辞めたが自分では受給できると思っていた雇用保険失業給付の受給資格がないとされたことに納得できない。

- 1 相談を受けた委員が申出人の賃金明細書、出勤記録等を確認したところ、会社が賃金を支給するに当たって計算漏れしていた労働日数分の賃金を翌月の賃金に合算して支給していることが分かりました。この労働日数分を計算漏れしていた本来支給すべき月に修正記入することで短期雇用特例一時金受給資格期間を満たすことになるので、その旨職業安定所に通知しました。

その結果、50 日相当分の短期雇用特例一時金が支給されました。

2 解説

短期特例一時金（短期雇用特例被保険者の失業給付）とは

● 受給資格

- ① 離職の日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 か月以上あること。
（被保険者期間とは、1 暦月中に賃金支払の基礎となった日が 11 日以上ある月を 1 か月とします）
- ② 積極的に働きたいという意思と、いつでも就職できる能力があり、現在職業を探していることが必要です。つまり、前事業所に戻るから就職を探さないという方などは受給できません。
- ③ 特例一時金は、皆さんが離職後最初にハローワークへ来て受給資格決定を受けた日から数えて、失業の状態であった日が通算して 7 日間経過してから出なければ支給されません。この 7 日間を「待機」といいます。
なお、次のような場合は、待機経過後の 3 ヶ月の間、特例一時金は支給されません。これを「給付制限」といいます。
 - (1) 自分の都合で退職したとき
 - (2) 自分の責任のある重大な理由により解雇されたとき
- ④ 「受給資格決定日」（離職後、ハローワークに離職票を持参して、特例一時金の受給の手続きを行った最初の日）および「認定日」の両日ともに就職または就労していないこと。

● 受給額

基本手当日額 30 日分（当面は 40 日分）

会社が離職証明書を発行してくれないために雇用保険を受給することができず困っている。

1 事業所は、離職時には、離職の翌日から10日以内に離職証明書を発行しなければならないことから、委員が職業安定所に指導を図るよう通知しました。

2 解説

雇用保険法施行規則第7条では、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあつた日の翌日から起算して10日以内に、当該事業所を管轄する公共職業安定所に対し、雇用保険被保険者資格喪失届（雇用保険被保険者離職証明書、雇用保険被保険者離職票等を添付）を提出することとされております。その後、事業者を通じて、離職者に対し離職票が交付されます。

事業主に以上の離職票交付に係る事務を行うよう要求しても聞き入れられない場合、次の措置を講じることができます。

被保険者であった離職者は、いつでも被保険者でなくなったことの確認を請求することができます（雇用保険法第8条）。職業安定所は、確認の請求に基づき被保険者でなくなったことの確認をした場合であって、その者から離職証明書を添えて請求があったときは、離職票を交付しなければなりません（同法施行規則17条第1項第3号）。更に、事業主は、離職者が離職票を請求するために離職証明書の交付を求めたときは、これを交付しなければなりません（同規則第16条）。

現在主人の働いている会社は孫請け会社であるが労災保険、雇用保険に未加入で賃金も低い。また、仕事も危険が伴うようで心配である。

1 労災保険、雇用保険は強制加入であることから労働基準監督署に連絡し、事業所への指導が行われました。

2 なお、建設業者の労災保険については、元請け会社に加入義務があることから、下請けを専門に行っている場合には、労災保険への加入義務はありません。

不採用の場合でも履歴書を返却しない事業所があり、事業所によっては返却を求めても返してもらえないことがある。個人情報保護の観点から履歴書を返却するよう指導してほしい。

職業安定所では、求人を行う事業所に対し、求職者の提出した履歴書等を返却することについて啓発助言を行うとともに、採用選考以外の目的に使用してはならず、使用が済んだ場合には少なくとも破棄する等の必要があり、また、求職者等の求めがあった場合には、どのように破棄したか等について説明しなければならないことについて指導を行っているとしていました。

本件申出人は、具体的状況について明らかにしたくないとしており、事実を特定することはできませんでしたが、職業安定所を監督する労働局に対して、各職業安定所の事業所への上記指導内容の点検を求めたところ、一部不十分な点がみつき、各職業安定所に対して、求職者が提出した履歴書等の取扱いについての求人者への指導について再度周知徹底が行われることとなりました。



平成10年に事業を開始して以来、これまで雇用保険料を労働基準監督署に納付してきた。この度、新たに従業員を求人するに当たってハローワークに問い合わせたところ雇用保険の適用事業所となっていないことが分かった。そのため、雇用保険料を納めていたにも関わらず、従業員は被保険者として認められないとのことである。雇用保険料を納入した期間すべてについて被保険者期間として認めてほしい。

1 制度の概要

雇用保険の被保険者となるには、雇用保険の適用事業所の事業主が、労働基準監督署に保険関係成立の届を提出し、加えてハローワークに雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければなりません。この手続について事業主が失念してしまった場合には、届出に必要な労働者名簿、賃金台帳の法定の保存年限が3年であり、被保険者であったことの確認や賃金の支払い状況等の確認について把握することが困難であること等から、2年以上の遡及はできないこととされています。

2 ハローワークに以上を踏まえて確認したところ、雇用保険料を支払っていたとしても原則2年以上の遡及はできないが、ハローワークでの対応に何らかの不備があったと認められる場合には、遡って被保険者として適用することができるとされたので、届出当時の状況の確認、可能な場合には遡って被保険者として適用することについてあつせんしました。

その結果、雇用保険料を納めた期間すべてについて、被保険者期間として認められることになりました。

取得した農地について国土調査が入った際に、農地内に農道があるとして 200 m²減らされた。購入時に農業委員会の許可、登記手続も適正に行っているのに納得できない。

1 委員が市の国土調査担当に確認、対応を求めたところ、次のとおりでした。

- 申出人の農地内にあるとされた農道は現況農地であることは間違いない。
- 現況の農道は、申出人の農地の隣接地にある。その農道は、申出人が農地を購入した時期に作られたものである。

これらの状況を踏まえると、申出人の農地内にあるとされた農道は、現況の農道ができたために使用が廃止されたもので、本来であれば、以前の所有者に払下げされるべきところをその手続が遺漏されていたものと考えられました。

以上のことから、申出人に誤りがあるものではないと分かりましたので、損失が生じないように対処されることになりました。

2 参考

国土調査法において、地図及び簿冊の作成をした場合は、遅滞なくその旨を公告し、20 日間の閲覧期間を設けなければならないとされています。閲覧の結果、誤りがあれば、その期間内に申し出て修正を求めることができることとされています。閲覧期間後、成果が認証され、登記された後では、国土調査法に基づいて修正を行うことができません。

しかし、地方税法第 381 条第 7 項を準用して、登記事項と事実が相違していることは、課税対策上支障があるとして、市町村長は、法務局に対し、関係書類（地積測量図等）を添え、修正の措置を求める申出をすることができることとされています。

地方税法第 381 条第 7 項

市町村長は、登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。

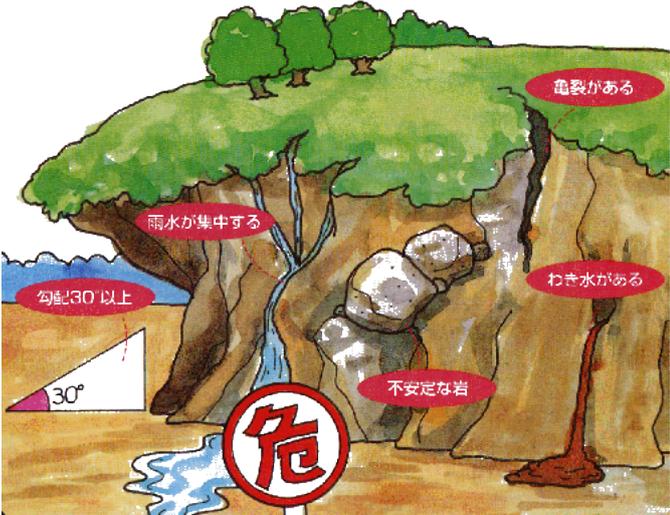
砂防

私有地斜面が崩落しそうになっているので早急に対処してほしい。

委員が秋田県の土砂災害110番を教示し、必要な対処が図られました。

土砂災害110番は、豪雨や地震などにより、土石流・がけ崩れ・地すべり等が発生する恐れのある場合や土砂災害が発生した際に、県民の皆様方から早期に“土砂災害110番”に連絡していただくことにより、県や関係機関が迅速に対応するために設置されています。

土砂災害110番		
鹿角地域振興局	建設部	0186-23-2308
北秋田地域振興局	建設部	0186-62-3117
山本地域振興局	建設部	0185-52-6106
秋田地域振興局	建設部	018-860-3482
由利地域振興局	建設部	0184-22-8193
仙北地域振興局	建設部	0187-63-8141
平鹿地域振興局	建設部	0182-32-6210
雄勝地域振興局	建設部	0183-73-6168



河川敷に窪みや出っ張りが数か所あり、それらに高齢者やランニングしている者がつまずき、転倒した場面を目撃したことがあった。
危険なので修復してほしい。

- 1 当事務所で現地確認をしたところ、申出どおりの状況が見られました。
- 2 河川の維持管理を行う秋田県に現地確認結果を伝え、改善を依頼しました。
- 3 秋田県では、当事務所から指摘があった箇所（5か所）について確認の上、早急に修繕するとのことでした。
- 4 後日、申出があった個所の修繕状況を確認したところ、全て修繕されました。

(改善前)



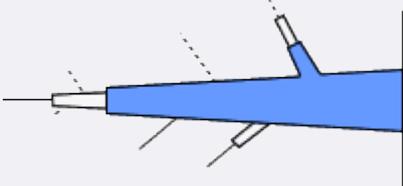
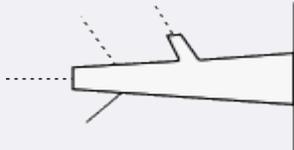
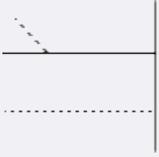
(改善後)



河川

- 河川堤防が崩落しているので対処してほしい。
- 大雪により堤防の防護柵が破損しており危険である。

- 1 それぞれ委員から河川管理者である秋田県に通知し、改善されました。
- 2 河川管理者は、河川法により次のとおり定められています。河川区域内の工作物の建設、占有等の場合には、河川管理者の許可が必要となります。また、河川に関する相談があった場合の連絡先も各河川管理者になります。

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系		一級河川 大臣管理区間 ■ 指定区間 準用河川 — 普通河川 - - - -	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系		二級河川 準用河川 — 普通河川 - - - -	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系		準用河川 — 普通河川 - - - -	市町村長 地方公共団体

準用河川・・・1級河川、2級河川以外で、市町村長が指定するもので、河川法の規定が準用される河川
 普通河川・・・河川法の適用を受けない河川

この地域では地吹雪が発生するため、国道 285 号沿いに防雪柵が設置されているが、この防雪柵の計 3 か所で破損しており、2 か所は防雪柵がなく、残りの 1 か所は下半分柵がない状態なので、防雪柵を修繕してほしい。

- 1 行政評価事務所で現地確認をしたところ、申出どおりの状況が見られました。
- 2 国道 285 号の維持管理を行う秋田県に現地確認結果を伝え、改善を依頼しました。
- 3 その後、秋田県が破損状況を調査した結果、防雪柵の補修には支柱の交換が必要な状況でした。
そこで、3月の防雪板収納作業時に支柱の交換を行い、来冬には防雪板を設置することになりました。



湯沢市の国道398号を交差点から100メートルほど進むとこ線橋に差し掛かかり2車線から1車線に減少する。雨天時に通行した際、こ線橋の歩道部分が車道に見え、2車線が継続しているように見え、また車線数減少を知らせる表示等も無かったため、車線数減少に気付かず、こ線橋の歩道部分の直前まで進行してしまった。急ブレーキを踏み車線を変更することができたが、歩行者、後続車がいれば追突等の危険があったと思われるので改善してほしい。

相談を受けた行政評価事務所で現地調査を実施したところ、申出のとおり危険な状況がみられたことから、国道を管理する秋田県に対して、交通事故防止のため車線数減少を知らせる措置を講じることができないか、検討を要請しました。

その結果、こ線橋の歩道部分入口への自発光式のデリネーターの設置、左側車線に左折矢印が引かれ、車線数減少を知らせる措置が講じられました。



(改善前)



(改善後)

国道 341 号のMさん宅前は、側溝が未設置で、大雨のたびに雨水や土砂が玄関まで押し寄せてくる状況である。また、反対側の側溝には蓋がなく、危険な状況である。

側溝と蓋を整備してほしい。

委員が現地確認したところ、申出のとおり状況がみられました。委員から連絡を受けた行政評価事務所が道路管理者である秋田県に対して、現地確認結果を伝えるとともに、改善を要請したところ、当該箇所に側溝が整備され、雨水が流れるようになるとともに、反対側の側溝に蓋が設置され、通行の安全が確保されました。

(改善前)



(改善後)



道路（国道）

現在、北秋田市において国道 285 号のバイパス工事が行われており、乗用車は保健センター前の市道を通行しているが、ドライバーが国道 285 号との交差点で道に迷うケースが見受けられる。

国道 285 号の交差点に、例えば、秋田方面を標示した案内標識を設置してほしい。

委員が現地確認したところ、申出のとおり状況がみられました。委員から連絡を受けた行政評価事務所が道路管理者である秋田県に対して、現地確認結果を伝えるとともに、標識の設置について検討を要請したところ、当該交差点に、秋田方面を標示した案内標識が設置されました。

(改善前)



(改善後)



国道 105 号の法面に雑草が繁茂し、並行する道路にはみ出てきており通行に支障を来している。

委員が現地調査の結果に基づいて秋田県に通知した結果、速やかに除草作業が行われました。

〔改善前〕



〔改善後〕



道路（国道）

羽後町から東由利町に抜ける国道 398 号にある横根峠のスノーシェルダーはとても暗く、外部との明るさの差が大きく危険である。

委員の現地調査の結果に基づき、行政評価事務所から秋田県に改善について検討を要請しました。

秋田県からは電球の玉切れによるものであるが、予算の都合上新年度まで改善は難しいとの回答がありました。現状の危険性を考慮し、可能な範囲での対応について再検討を要請しました。

その結果、危険性が認められ、他の工事を中止した予算により電球の交換が行われることになりました。

国道 13 号の案内標識の左側部分は樹木に隠れる位置に設置されているので改善してほしい。

現地を確認したところ、申出のとおり状況だったことから、河川国道事務所にあっせんした結果、改善が図られました。



左側が木で隠れて見えない状態となっています。

国道 13 号の交差点は、歩道と車道の間が縁石で仕切られているが左折車が対向車を避けるためか、縁石に接触しパンクするなどしているため縁石を短くするか、縁石の位置が分かるようにポールを立てるなどしてほしい。

委員が現地を確認したところ、縁石には、多数の傷がついており、申出人以外にも同様の状態とみられたので、改善策を講じるよう河川国道事務所に通知しました。

その結果、歩行者の安全のため縁石を短くすることはできないとの回答でしたが、縁石の位置が分かるようポールが立てられることとなりました。



5本のポールが設置されました！

道路（国道）

- 国道 7 号の歩道は、通学路となっているが、葛やススキ等の雑草がはびこっており、通学の妨げとなっているので、刈り取ってほしい。
- 国道 105 号のトンネル内の歩道確認用の反射板が壊れているので直してほしい。
- 国道 108 号を横断する暗渠排水路が老朽化のため詰まりやすくなっており、以前には、増水により自宅への浸水被害があった。
- 国道 105 号の歩道の除雪に際して、自宅のブロック塀に集中的に雪が寄せられており困っている。
- 国道 101 号歩道の途中に段差がある箇所があり危険なので補修してほしい。）
- 国道 107 号のトンネル内が暗く危険である。

それぞれ委員が道路管理者に連絡・通知した結果、改善が図られています。

仙台入国管理局秋田出張所（以下「入国管理局」という。）に所用があり、秋田合同庁舎を訪れたが、エレベーター内の案内板には「仙台入国管理局秋田出張所」と日本語の表示しかなく、何階に所在しているか分かりづらかった。

英語の案内表示をつけてほしい

- 1 行政評価事務所が現地確認したところ、エレベーター内の案内板のほか、庁舎 1階エレベーター乗り場など複数の箇所では、日本語しかありませんでした。
 - 2 合同庁舎を管理する地方法務局を通じ、入国管理局に対して 外国人にもわかりやすい案内表示をするよう要請しました。
 - 3 エレベーター内及び1階出入口の案内板、庁舎外でも「IMMIGRATION」の表記が加えられるなど改善が図られました。
- 加えて、庁舎1階エレベーター前には、英語、中国語の案内表示もされました。

○エレベーター内の案内板



○庁舎外の表示



○庁舎1階エレベーター乗り場



公的イベント施設の階段脇に設置された車いす用スロープが、生垣の後ろに隠れているため、場所が非常にわかりづらいものとなっている。

はっきりとした表示をしてわかりやすいものにしてほしい。

- 1 行政評価事務局が現地確認したところ、申出のとおりでした。
- 2 秋田県にわかりやすい表示をするよう依頼しました。
- 3 秋田県ではイベント施設の運営協議会を通じ、スロープの表示を改善することを決定し、1か月後に改善が図られました。

(改善前)

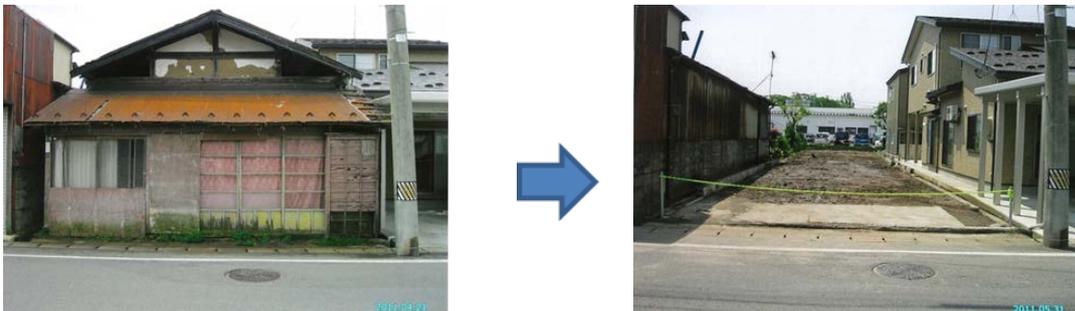


(改善後) 表示を変更したほか、2か所に増やしている。



約 20 年住人不在の廃屋があり、屋根のトタンが飛ぶなど危険なので取り壊してほしい。

- 1 委員が現地確認し、廃屋前が通学路であること及び地域住民の安全保護を図る必要があることから、市生活環境課に解決を要請しました。市では、民事上の制約がある中で廃屋周辺の見回り等を行うとともに、存在を確認できた相続人に対して危険な現状を説明した結果、最終的に市内に住む縁者に廃屋の所有権移転登記がなされ、取り壊しが行われました。



2 解説

廃屋に対する行政措置を講ずるためには、廃屋の所有者の特定と法令による解決方法の検討が必要です。

① 所有者が判明している場合

法令（建築基準法、景観法、消防法）による行政指導、処分が可能です。

② 所有者が不明の場合

法令上、行政指導、処分ができる対象者は所有者、管理者、占有者となっているため、相手を特定しなければなりません。具体的には、登記簿、固定資産課税台帳から所有者を特定することとなります。

それでもなお、特定できない場合は、当該廃屋に対して処分を行う旨の公示を行います。公示期間の経過後であれば、行政代執行法による執行が可能となります。

なお、県内では、大仙市、横手市及び湯沢市等において「空き家条例」を制定し、「所有者・管理者等」と「住民」、「行政」が連携して空き家対策に取り組む動きがでてきています。

近所の 40 軒あまりが同じ住居表示なので、誤配が多く困っている。

変更することはできないのか。

- 1 住居表示は住所の表し方の一つで、郵便物を配達しやすくするなどの目的で住居表示に関する法律に基づいて行われます。住居表示が行われると、×市○丁目□番△号という住所となります。□を街区符号といい、基準（市役所など）に近い順に 1、2、3・・・と振っていきます。△を住居番号といい、基準に一番近い角を起点に外周に沿って時計回りに 10 メートル区切りに番号を振っていきます。そして、建物の玄関または主要な入口が接する位置の番号を住居番号とします。

本件では、道路が袋小路となっており、その道路沿いに玄関がある建物 40 軒あまりが同じ住居番号となっていました。市に確認したところ、「住民からの申出があれば、関係する住民と協議した上で合意が整えば、住居番号に枝番を振ることが可能」との回答を得ましたので、その旨申出人に教示しました。

なお、以前は、関係する全住民の同意を得てから申出なければなりませんでしたが、現在は、手続の簡便化が図られています。

2 地番との関係

地番は、土地の場所、権利の範囲を表すための登記上の番号、住居表示は建物の場所を表す番号でその性質が異なっていますので、住居表示が行われても、地番が消滅することはありません。例えば、住宅地図をもとに登記簿を閲覧する際には、住居表示と地番を対照して地番で申請しなければなりません。

(例) 秋田市山王○丁目 □番 △号

街区符号

基準（市役所など）に近い順に 1、2、3・・・と振られる。

住居番号

基準に一番近い角を起点に外周に沿って時計回りに 10 区切りに番号が振られ、建物の玄関または主要な入口が接する位置の番号。

地番の場合は、秋田市山王××番地●